

厚生労働省 R5介護予防活動普及展開事業
都道府県等介護予防担当者会議

令和5年10月6日（金）

資料 1－2

行政説明

第9期介護保険事業（支援）計画の作成に向けて

厚生労働省老健局介護保険計画課

介護保険におけるPDCAサイクルについて

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律のポイント

平成29年5月26日成立、6月2日公布

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにする。

I 地域包括ケアシステムの深化・推進

1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進（介護保険法）

全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化

- ・ 国から提供されたデータを分析の上、介護保険事業（支援）計画を策定。計画に介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を記載
- ・ 都道府県による市町村に対する支援事業の創設
- ・ 財政的インセンティブの付与の規定の整備

（その他）

- ・ 地域包括支援センターの機能強化（市町村による評価の義務づけ等）
- ・ 居宅サービス事業者の指定等に対する保険者の関与強化（小規模多機能等を普及させる観点からの指定拒否の仕組み等の導入）
- ・ 認知症施策の推進（新オレンジプランの基本的な考え方（普及・啓発等の関連施策の総合的な推進）を制度上明確化）

2 医療・介護の連携の推進等（介護保険法、医療法）

① 「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設

※ 現行の介護療養病床の経過措置期間については、6年間延長することとする。病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用できることとする。

② 医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備

3 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等（社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法）

- ・ 市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化
- ・ 高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付ける

（その他）

- ・ 有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化（事業停止命令の創設、前払金の保全措置の義務の対象拡大等）
- ・ 障害者支援施設等を退所して介護保険施設等に入所した場合の保険者の見直し（障害者支援施設等に入所する前の市町村を保険者とする。）

II 介護保険制度の持続可能性の確保

4 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。（介護保険法）

5 介護納付金への総報酬割の導入（介護保険法）

- ・ 各医療保険者が納付する介護納付金（40～64歳の保険料）について、被用者保険間では『総報酬割』（報酬額に比例した負担）とする。

※ 平成30年4月1日施行。（Ⅱ5は平成29年8月分の介護納付金から適用、Ⅱ4は平成30年8月1日施行）

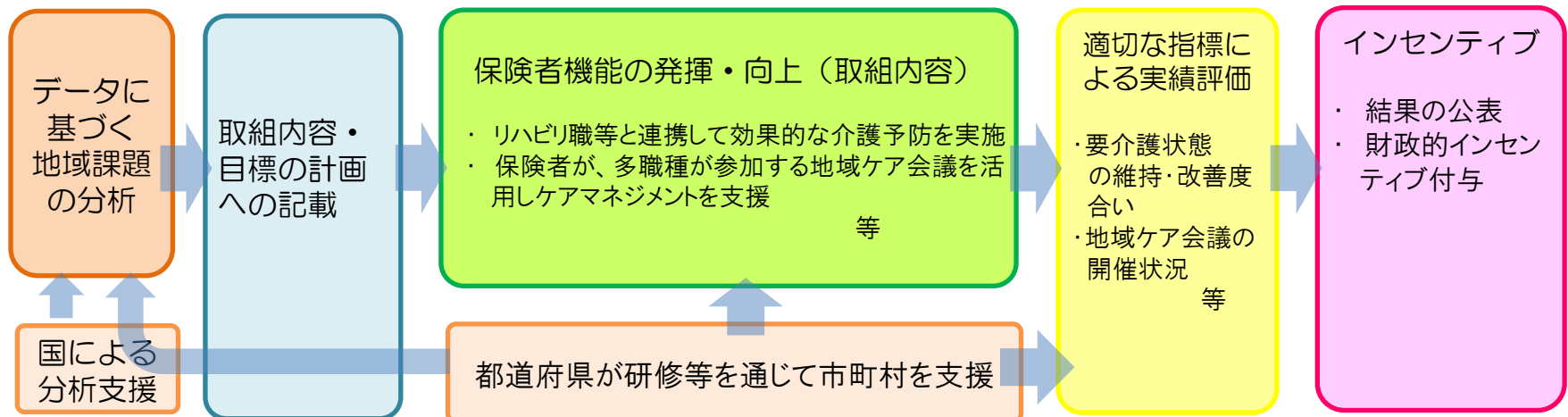
保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取組の推進

平成29年地域包括ケアシステムの強化法による見直し内容 ～ 保険者機能の抜本強化 ～

- 高齢化が進展する中で、地域包括ケアシステムを推進するとともに、制度の持続可能性を維持するためには、保険者が地域の課題を分析して、高齢者がその有する能力に応じた自立した生活を送っていただくための取組を進めることが必要。
- 全市町村が保険者機能を発揮して、自立支援・重度化防止に取り組むよう、
 - ① データに基づく課題分析と対応（取組内容・目標の介護保険事業（支援）計画への記載）
 - ② 適切な指標による実績評価
 - ③ インセンティブの付与を法律により制度化。

※主な法律事項

- ・介護保険事業（支援）計画の策定に当たり、国から提供されたデータの分析の実施
- ・介護保険事業（支援）計画に介護予防・重度化防止等の取組内容及び目標を記載
- ・都道府県による市町村支援の規定の整備
- ・介護保険事業（支援）計画に位置付けられた目標の達成状況についての公表及び報告
- ・財政的インセンティブの付与の規定の整備



介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（抜粋）

第二 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項

一 市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項

1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等

今後、大都市やその周辺都市、地方都市、中山間地域等、地域によって高齢化の状況及びそれに伴う介護需要も異なってくるのが想定されるため、各市町村においては、**それぞれの地域が目指すべき方向性を明確にし、地域の特性を活かした地域包括ケアシステムを深化・推進**していくことが求められている。（略）

具体的には、保険者である市町村においては、**①それぞれの地域の実態把握・課題分析を行い、②当該実態把握・課題分析を踏まえ、地域における共通の目標を設定し、関係者間で共有するとともに、その達成に向けた具体的な計画を作成し、③この計画に基づき、地域の介護資源の発掘や基盤整備、多職種連携の推進、効率的なサービス提供も含め、自立支援や介護予防に向けた様々な取組を推進して、④これらの様々な取組の実績を評価した上で、計画について必要な見直しを行う、**という取組を繰り返し行い、保険者機能を強化していくことが重要である。

また、この目標及び施策を地域の実情に即した実効性のある内容のものとするためには、定期的に施策の実施状況や目標の達成状況に関する調査、分析及び評価を行い、その結果について公表し、地域住民等を含めて周知していくことが重要である。

第三 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項

一 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する基本的事項

1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等

介護保険制度の基本理念や介護報酬の内容及び広域的な調整を行う役割を踏まえるとともに、都道府県における地域条件や管内市町村が目指す地域包括ケアシステム構築のための地域づくりの方向性を勘案して、第一の趣旨に沿った基本理念を定め、達成しようとする目的及び市町村への支援内容やそのための支援体制が明確にされた都道府県介護保険事業支援計画を作成することが重要である。

このため、都道府県は、それぞれの地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを深化・推進していくとともに、効率的な介護給付等対象サービスの提供により介護保険制度の持続可能性を確保していくため、各都道府県が都道府県介護保険事業支援計画の策定に当たって、**要介護認定や一人当たりの介護給付等状況、施設サービスと居宅サービスの割合その他の市町村の介護保険事業の実態を他の都道府県と比較しつつ分析を行い、都道府県の実態把握や課題分析を踏まえ、取り組むべき地域課題の解決に向けた目標及び施策を都道府県介護保険事業支援計画に示すとともに、都道府県関係部局、市町村、地域の関係者と共有していくことが重要である。**

また、この目標及び施策を地域の実情に即した実効性のある内容のものとするためには、定期的に施策の実施状況や目標の達成状況に関する調査、分析及び評価を行い、その結果について公表し、地域住民等を含めた関係者へ周知していくことが重要である。

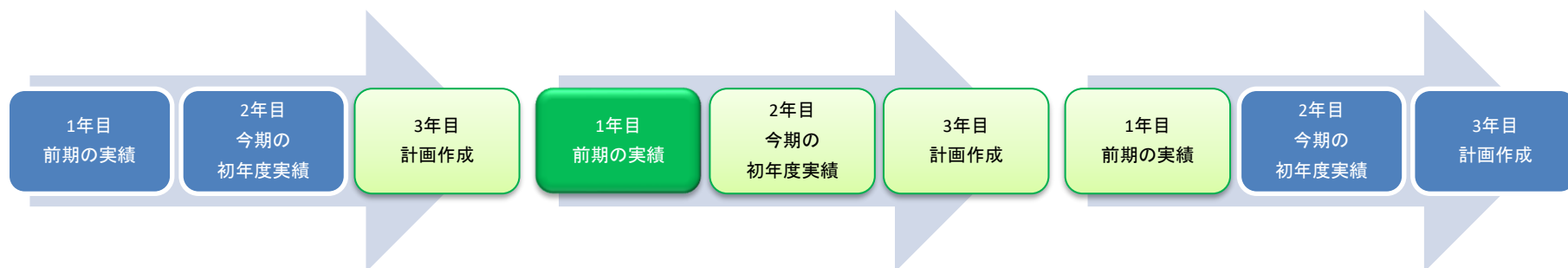


介護保険事業（支援）計画の進捗管理 のための手引き

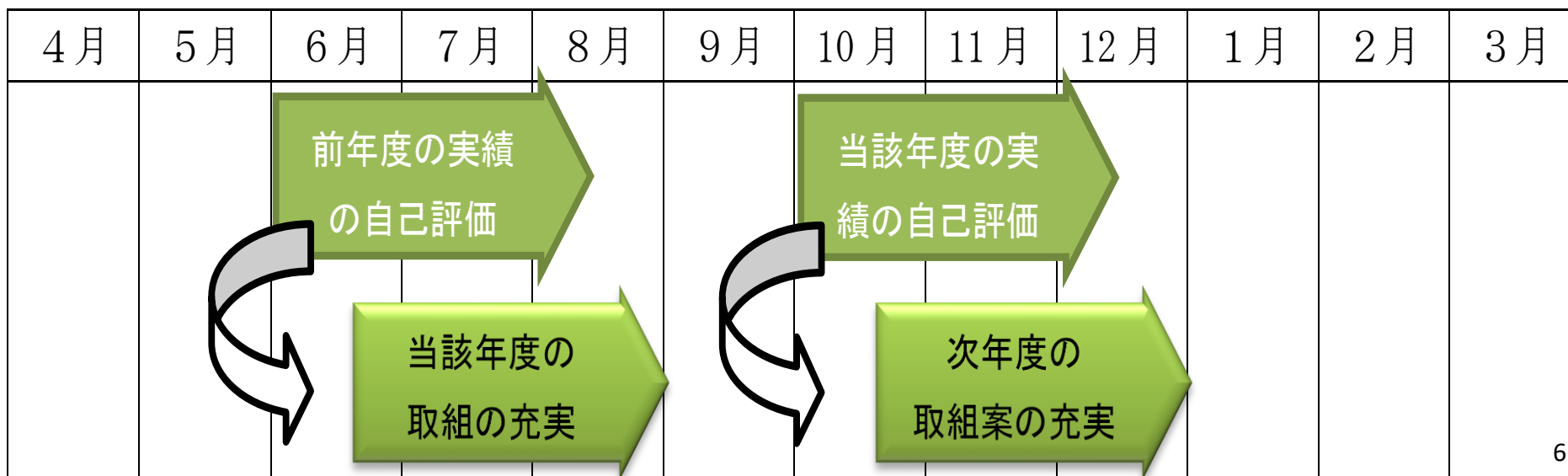
厚生労働省老健局介護保険計画課

PDCAサイクルのスケジュール (進捗管理の手引きp6)

3年ごとのPDCAサイクルスケジュール



年度内のPDCAサイクルスケジュール



進捗管理すべき指標(数値)(進捗管理の手引きp10)

(1) サービス見込量の計画値

- 認定者数、各サービスの利用人数、日数・回数、平均単価

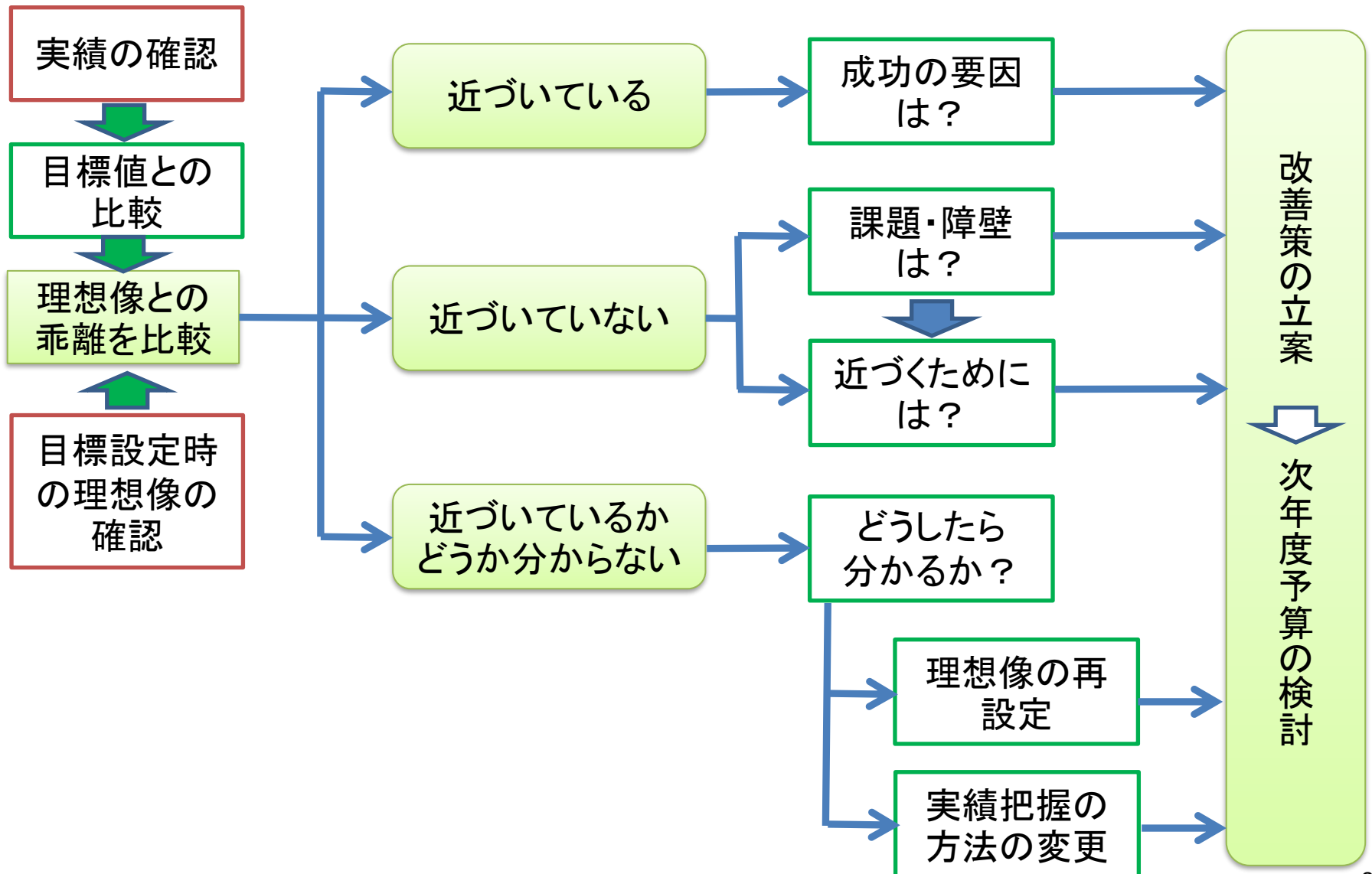
(2) 「取組と目標」に掲げた数値

- 制度改正により、計画への必須記載事項へ
- 自立支援、重度化防止、介護予防

(3) 保険者機能強化推進交付金の算定指標

- 制度改正により導入
- 平成30年度から開始
- 令和2年度に介護保険保険者努力支援交付金を創設

「取組と目標」の進捗管理のイメージ(進捗管理の手引きp35)



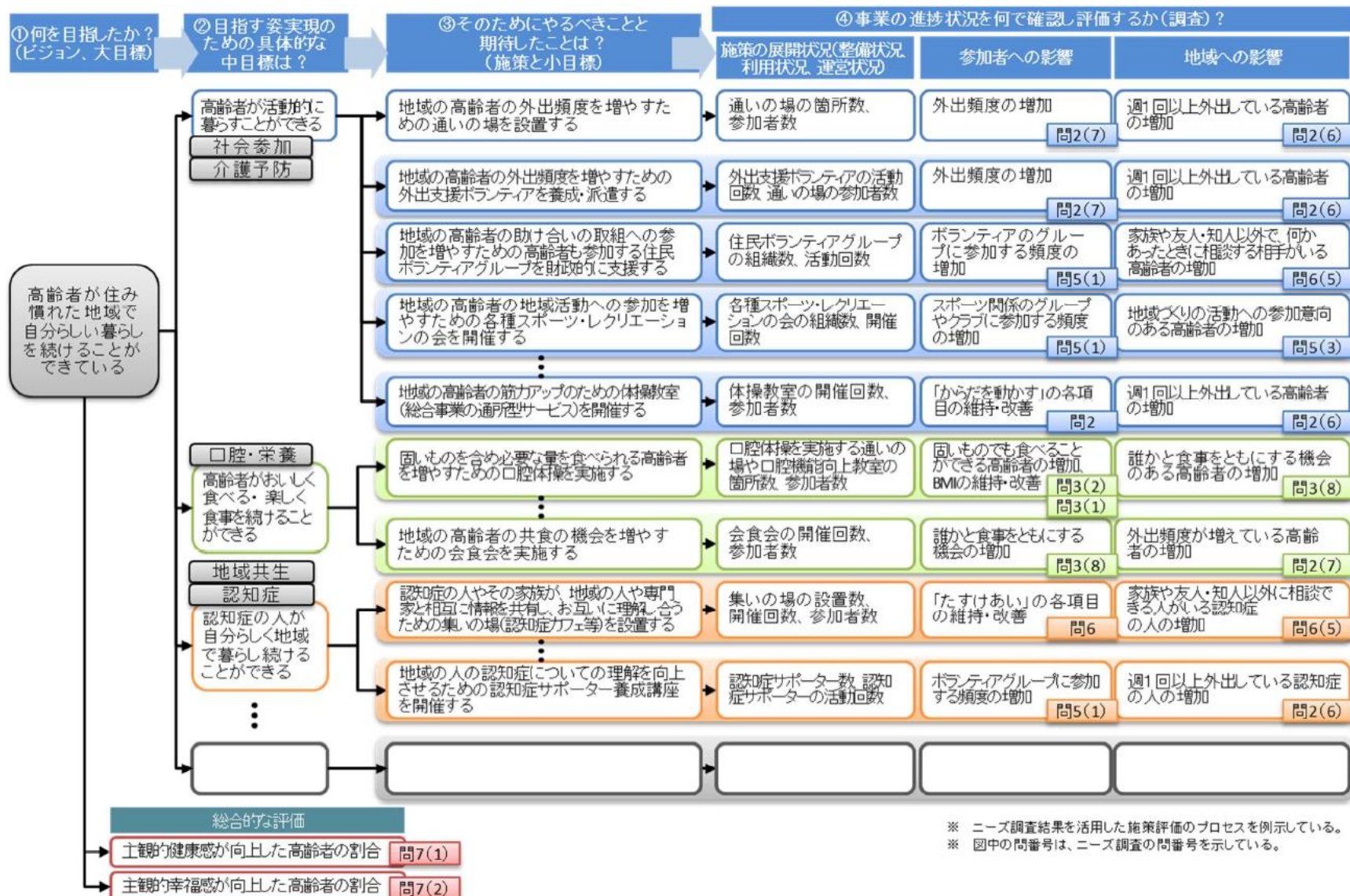
取組と目標に対する自己評価シート（進捗管理の手引きp40）

<自己評価シート>

取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）	
タイトル： 記入箇所	①テーマ（タイトル）
現状と課題	
記入箇所	②現状と課題
第7期における具体的な取組	
記入箇所	③具体的な取組
目標（事業内容、指標等）	
記入箇所	④目標（事業内容、指標等）
目標の評価方法	
● 時点 ☐ 中間見直しあり ☐ 実績評価のみ	⑤目標の評価方法
● 評価の方法	記入箇所

取組と目標に対する自己評価シート	
年度： 記入箇所	各年度の自己評価結果
前期（中間見直し）	
実施内容	①実施内容
記入箇所	
自己評価結果	②自己評価
記入箇所	
課題と対応策	③課題と対応策
記入箇所	
後期（実績評価）	
実施内容	
記入箇所	
自己評価結果	
記入箇所	
課題と対応策	
記入箇所	

取組と目標の作成手順の具体例



出現頻度が高かった6つの記載内容の課題のパターン

パターン1:「取組」の上位目標(理想像)が明確でない

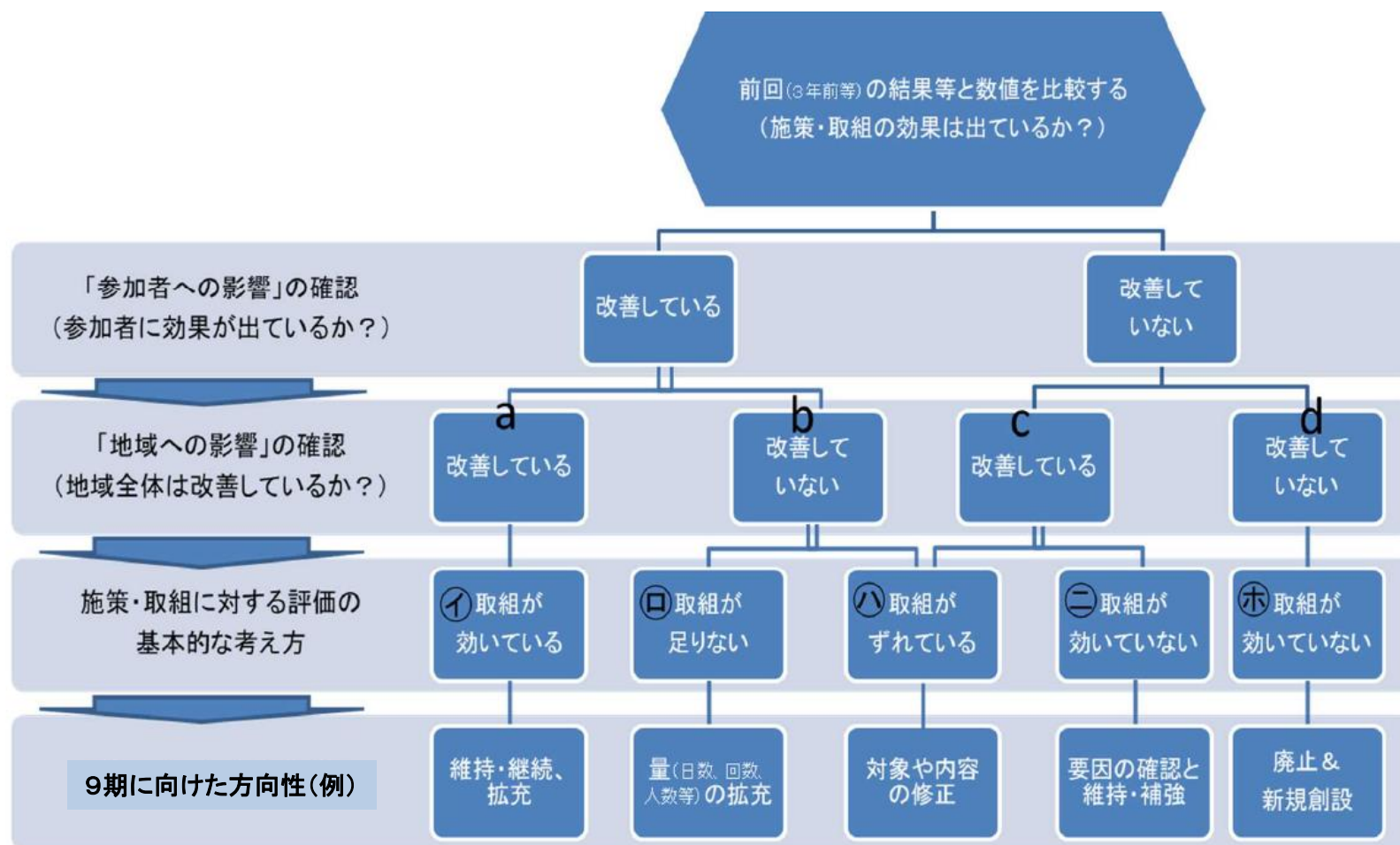
パターン2:「現状と課題」と「取組」が関連していない

パターン3:「取組」と「目標」が関連していない

パターン4:プロセス指標のみで自己評価を行っている

パターン5:自己評価のために適切なデータが取得できていない

パターン6:自己評価結果が次年度の取組の改善等に活かすことができない



自治体におけるPDCAサイクルの推進に関する調査研究事業 事例集

自治体における PDCA サイクルの 推進に関する調査研究事業 事例集



株式会社三菱総合研究所

1 介護保険事業計画全体におけるPDCA サイクルについて

東京都練馬区：介護保険事業計画全体におけるPDCA サイクルの推進

2 個別取組におけるPDCA サイクルについて

(1) 自立支援・介護予防・重度化防止の取組

熊本県天草市：通いの場を中心とした介護予防・自立支援関連活動への展開
高知県高知市：住民主体の取組の普及と介護予防活動の継続のための取り組み
兵庫県淡路市：医療・介護レセプト突合データ分析を活用した取組
千葉県栄町：食を通じた地域包括ケアシステムへの展開
鹿児島県徳之島町：役場内連携による保健事業と介護予防の一体的実施

(2) 介護サービス基盤整備

○介護サービス施設・事業所の整備
神奈川県横浜市：大都市における追加整備のための土地確保等の取組
石川県加賀市：小規模多機能型居宅介護事業所を中心とした取組
○介護人材確保
兵庫県宝塚市：高齢者の社会参加の推進

(3) 介護給付費適正化

大阪府箕面市：サービス付き高齢者向け住宅等のケアプラン点検

R3老健事業「自治体におけるPDCAサイクルの推進に関する調査研究事業」

事例集 https://www.mri.co.jp/knowledge/pjt_related/roujinhoken/dia6ou0000044lk2-att/R3_003_3_casestudies.pdf

HP https://www.mri.co.jp/knowledge/pjt_related/roujinhoken/

保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金

令和5年度当初予算額 (一般財源) 150億円 (200億円) ※ () 内は前年度当初予算額
(消費税財源) 200億円 (200億円)

1 事業の目的

- 平成29年の地域包括ケア強化法の成立を踏まえ、客観的な指標による評価結果に基づく財政的インセンティブとして、平成30年度より、保険者機能強化推進交付金を創設し、保険者（市町村）による高齢者の自立支援、重度化防止の取組や、都道府県による保険者支援の取組を推進。令和2年度からは、介護保険保険者努力支援交付金（社会保障の充実分）を創設し、介護予防・健康づくり等に資する取組を重点的に評価することにより、これらの取組を強化。
- 令和5年度においては、秋の行政事業レビューや予算執行調査などの結果を踏まえ、アウトカム指標に関連するアウトプット・中間アウトカム指標の充実や、評価指標の縮減等の見直しを進めていく。

2 事業スキーム・実施主体等

- 各市町村が行う自立支援・重度化防止の取組及び都道府県が行う市町村支援の取組に対し、評価指標の達成状況（評価指標の総合得点）に応じて、交付金を交付する。
- ※ 介護保険保険者努力支援交付金（消費税財源）は、上記の取組の中でも介護予防・日常生活支援総合事業及び包括的支援事業（包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、在宅医療介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業）に使用範囲を限定。

【実施主体】

都道府県、市町村

【交付金の配分に係る主な評価指標】

- ① PDCAサイクルの活用による保険者機能の強化 ④ 介護予防の推進
- ② ケアマネジメントの質の向上 ⑤ 介護給付適正化事業の推進
- ③ 多職種連携による地域ケア会議の活性化 ⑥ 要介護状態の維持・改善の度合い

【交付金の活用方法】

<都道府県分>

高齢者の自立支援・重度化防止等に向けて市町村を支援する各種事業（市町村に対する研修事業、リハビリ専門職等の派遣事業等）の事業費に充当。

<市町村分>

国、都道府県、市町村及び第2号保険料の法定負担割合に加えて、介護保険特別会計に充当し、地域支援事業、市町村特別給付、保健福祉事業など、高齢者の自立支援、重度化防止、介護予防等に必要なる事業を充実。

【補助率・単価】

定額（国が定める評価指標の達成状況（評価指標の総合得点）に応じて、交付金を配分）

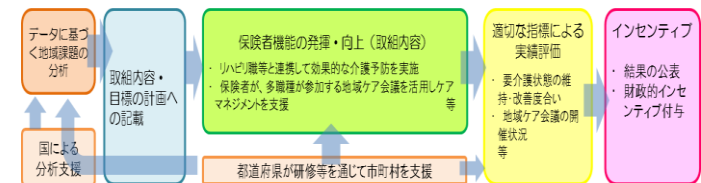
【負担割合】

国10/10

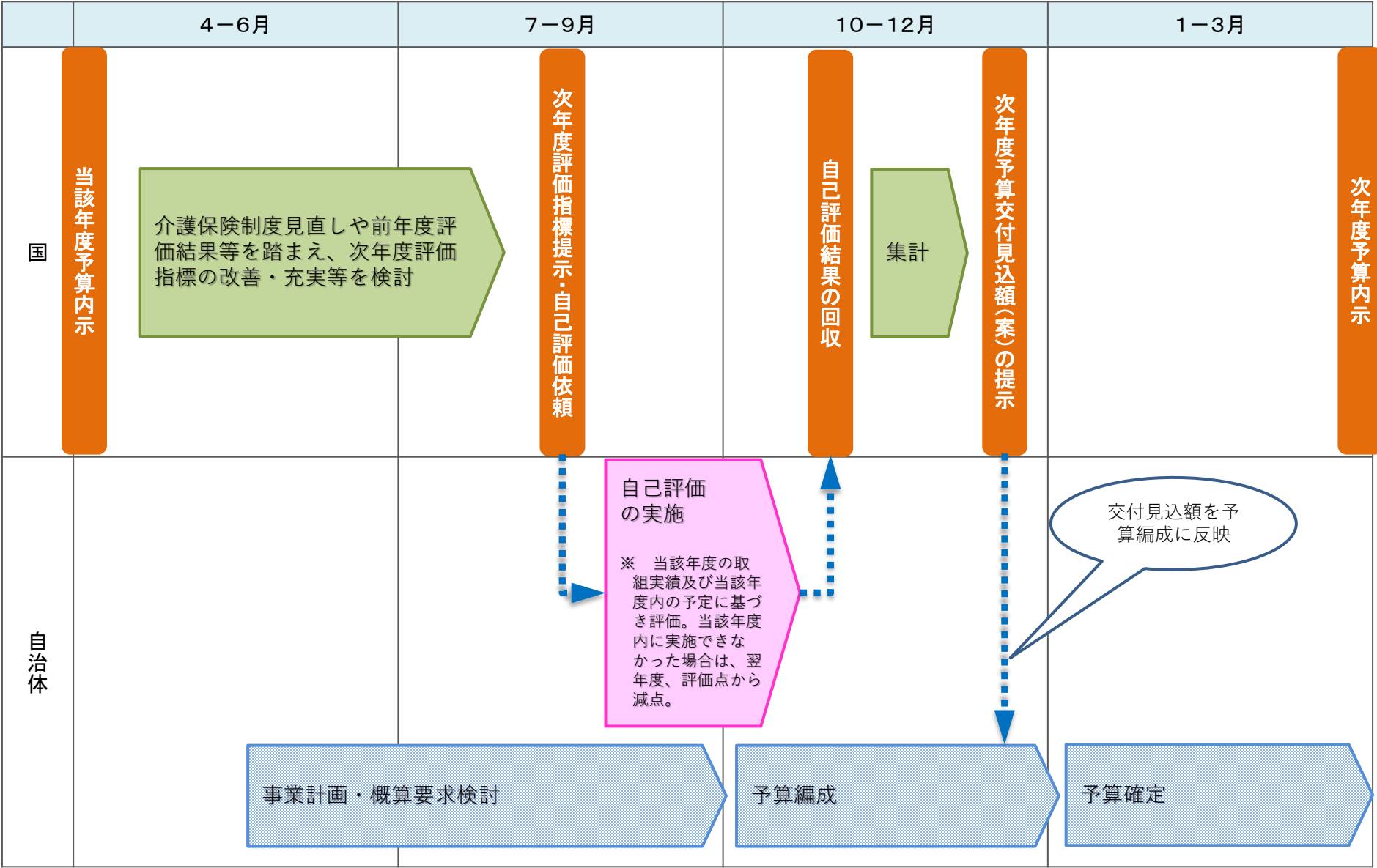
【事業実績】

交付先47都道府県及び1,571保険者（令和4年度）

＜交付金を活用した保険者機能の強化のイメージ＞



保険者機能強化推進交付金等の実施スケジュール



令和6年度評価指標のポイント

（推進交付金・努力支援交付金の評価指標の区分）

- 推進交付金・努力支援交付金について、各交付金の目的を明確化し、当該目的に沿って、それぞれの評価指標を明確に区分。

※ 推進交付金は、「地域包括ケアの構築に向けた基盤整備の推進を図るもの」とする一方、努力支援交付金は、「地域包括ケアに関する取組の充実を図るもの」として位置付け、評価指標もこれに合わせて整理。

（評価指標の整理・縮減）

- 評価指標について、①災害対策等介護保険の保険者固有の業務とは言えないもの、②規制や行政指導によるべきもの、③アウトカムとの関連性が特に乏しいと考えられるもの等は整理・縮減（都道府県指標約3割、市町村指標約4割の項目を縮減）。

※ 既存の評価指標「管内の介護事業所に対し、非常災害対策に関する支援を行っているか。」は、保険者固有の業務とはいえないことから、縮減対象とするなど。

（評価指標の体系化）

- 評価指標を、「体制・取組指標群」、「活動指標群」、「成果指標群」の3つに体系化を図り、個々の取組の有無に加え、その進捗状況であるアウトプット・中間アウトカムや、最終アウトカムへの影響等の関係性を見える化。

※ 「通いの場の参加者の健康状態等の把握」（体制・取組使用）⇒「通いの場等において心身・認知機能を改善した者の割合」（活動指標）⇒「平均要介護度の変化率」（成果指標）など。

（地域包括支援センター事業評価結果の活用）

- 地域包括支援センター事業評価の結果を活用して評価を行うことにより、地域包括支援センターに係る評価項目を整理・縮減。

※ 既存の評価指標「地域包括支援センターが夜間・早朝又は平日以外の窓口（連絡先）を設置し、窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知しているか。」は、センター事業評価の指標にも位置付けられているため、縮減対象とするなど。

令和6年度保険者機能強化推進交付金評価指標（市町村分）

保険者機能強化推進交付金	体制・取組指標群（プロセス指標）	活動指標群（中間アウトカム・アウトプット指標）	成果指標群（アウトカム指標）
	目標Ⅰ 持続可能な地域のあるべき姿をかたちにする 1 地域の介護保険事業の特徴を把握しているか。 ⇒ 地域の介護保険事業の特徴を把握し、これを地域の中で共有できているかどうかを評価 2 介護保険事業計画の進捗状況（計画値と実績値の乖離状況）を分析しているか。 ⇒ 介護保険事業計画の進捗管理を通じたPDCAサイクルを評価 3 自立支援、重度化防止等に関する施策について、実施状況を把握し、必要な改善を行っているか。 ⇒ 各種施策レベルでのPDCAサイクルを評価 4 保険者機能強化推進交付金等に係る評価結果を関係者間で共有し、自立支援、重度化防止等に関する施策の遂行に活用しているか。 ⇒ PDCAサイクルの実施に当たっての評価結果の活用状況を評価	各自治体において自らの取組を振り返りながら自己評価 データに基づき客観的に評価 1 今年度の評価得点 2 後期高齢者数と給付費の伸び率の比較 3 PFS（成果運動型民間委託契約方式）による委託事業数	最終的な政策目標：高齢者がその状況に応じて可能な限り自立した日常生活を営む 1 短期的な要介護認定者の平均要介護度（1・2）の変化率の状況はどのようなになっているか。 2 長期的な要介護認定者の平均要介護度（1・2）の変化率の状況はどのようなになっているか。 3 短期的な要介護認定者の平均要介護度（3～5）の変化率の状況はどのようなになっているか。 4 長期的な要介護認定者の平均要介護度（3～5）の変化率の状況はどのようなになっているか。 5 要介護2以上の認定率、認定率の変化率の状況はどのようなになっているか。
	目標Ⅱ 公正・公平な給付を行う体制を構築する 1 介護給付費の適正化に向けた方策を策定しているか。 ⇒ 介護給付費の適正化に関するPDCAサイクルを評価 2 介護給付費適正化事業を効果的に実施しているか。 ⇒ 介護給付費適正化事業の実施状況を評価	1 ケアプラン点検の実施割合 2 医療情報との突合の実施割合	
	目標Ⅲ 介護人材の確保その他のサービス提供基盤の整備を推進する 1 地域における介護人材の確保・定着のため、都道府県等と連携しつつ、必要な取組を実施しているか。 ⇒ 介護人材の確保・定着に関する取組状況を評価 2 地域におけるサービス提供体制の確保や、自立支援・重度化防止、介護人材確保に関する施策等の推進に当たって、庁内・庁外における関係者との連携体制が確保されているか。 ⇒ 庁内・庁外における連携体制の構築状況等を評価	1 高齢者人口当たりの地域住民に対する介護の仕事の魅力を伝達するための研修の修了者数 2 高齢者人口当たりの介護人材（介護支援専門員を除く。）の定着、資質向上を目的とした研修スキルアップ・キャリアアップ等に関する研修の修了者数 3 介護支援専門員を対象としたケアマネジメントの質の向上に関する研修（介護支援専門員法定研修を除く。）の総実施日数	

令和6年度介護保険保険者努力支援交付金評価指標（市町村分）

体制・取組指標群（プロセス指標）	活動指標群（中間アウトカム・アウトプット指標）
目標Ⅰ 介護予防/日常生活支援を推進する	
1 介護予防・生活支援サービス・一般介護予防事業の実施に当たって、データを活用して課題の把握を行っているか。 ⇒ 介護予防事業におけるデータの活用状況の評価	1 高齢者人口当たりの地域包括支援センターの職員配置状況に配置される3職種の人数
2 通いの場やボランティア活動その他の介護予防に資する取組の推進を図るため、アウトリーチ等の取組を実施しているか。 ⇒ 介護予防事業におけるアウトリーチ等の取組状況の評価	2 地域包括支援センター事業評価の達成状況
3 介護予防等と保健事業を一体的に実施しているか。 ⇒ 介護予防事業と保健事業との連携状況の評価	3 地域ケア会議における個別事例の検討割合（個別事例の検討件数／受給者数）
4 通いの場の参加者の健康状態等の把握・分析により、介護予防・生活支援サービス・一般介護予防事業の内容等の検討を行っているか。 ⇒ 通いの場参加者の健康状態の把握・分析等の取組状況の評価	4 通いの場への65歳以上高齢者の参加率
5 地域におけるリハビリテーションの推進に向けた具体的な取組を行っているか。 ⇒ 地域リハビリテーションの推進に向けた取組状況の評価	5 高齢者のポイント事業への参加率
6 生活支援コーディネーターの活動等により、地域のニーズを踏まえた介護予防・生活支援の体制が確保されているか。 ⇒ 生活支援コーディネーター等によるサービス確保に向けた取組状況の評価	6 通いの場等において心身・認知機能を維持・改善した者の割合
7 多様なサービスの活用の推進に向け、実施状況の調査・分析・評価を行っているか。 ⇒ 多様なサービスの活用の推進に向けた取組状況の評価	7 高齢者人口当たりの生活支援コーディネーター数
目標Ⅱ 認知症総合支援を推進する	
1 認知症初期集中支援チームが定期的に情報連携する体制を構築し、必要な活動が行えているか。 ⇒ 認知症初期集中支援チームの活動に係る関係者との情報連携の取組状況の評価	8 生活支援コーディネーターの地域ケア会議への参加割合
2 認知症状のある人に対して、専門医療機関との連携により、早期診断・早期対応に繋げるための体制を構築しているか。 ⇒ 医療との連携による早期診断・早期対応の取組状況の評価	9 総合事業における多様なサービスの実施状況
3 認知症サポーター等を活用した地域支援体制の構築及び社会参加支援が行えているか。 ⇒ 認知症サポーター等による支援体制等の評価	
目標Ⅲ 在宅医療・在宅介護連携の体制を構築する	
1 地域の医療・介護関係者等が参画する会議において、市町村が所持するデータ等に基づき、在宅医療・介護連携に関する課題を検討し、対応策が具体化されているか。 ⇒ 在宅医療・介護連携に当たってのデータの活用状況の評価	1 高齢者人口当たりの認知症サポーター数
2 在宅医療と介護の連携の強化・推進に向け、相談支援、研修会の開催といった具体的な取組を行っているか。 ⇒ 在宅医療・介護連携の推進に向けた取組状況の評価	2 高齢者人口当たりの認知症サポーターステップアップ講座修了者数
3 患者・利用者の状態の変化等に応じて、医療・介護関係者間で速やかな情報共有が実施できるよう、具体的な取組を行っているか。 ⇒ 医療・介護関係者間の情報共有の取組状況の評価	3 認知症地域支援推進員が行っている業務の状況

成果指標群（アウトカム指標）

最終的な政策目標：高齢者がその状況に応じて可能な限り自立した日常生活を営む

1 短期的な要介護認定者の平均要介護度（1・2）の変化率の状況はどのようなになっているか。

2 長期的な要介護認定者の平均要介護度（1・2）の変化率の状況はどのようなになっているか。

3 短期的な要介護認定者の平均要介護度（3～5）の変化率の状況はどのようなになっているか。

4 長期的な要介護認定者の平均要介護度（3～5）の変化率の状況はどのようなになっているか。

5 要介護2以上の認定率、認定率の変化率の状況はどのようなになっているか。

令和6年度保険者機能強化推進交付金評価指標（都道府県分）

体制・取組指標群（プロセス指標）		活動指標群（中間アウトカム・アウトプット指標）	成果指標群（アウトカム指標）
保険者機能強化推進交付金	目標Ⅰ 持続可能な地域のあるべき姿をかたちにする		目標Ⅳ：高齢者がその状況に応じて可能な限り自立した日常生活を営む
	1 管内における地域課題の解決や地域差（管内市町村間の一人当たり給付費の差）の把握・分析、その改善に向けた市町村支援を実施しているか。 ⇒ 地域課題や地域差の改善に向けた市町村支援の状況の評価	1 今年度の評価得点 2 今年度の管内市町村全体の平均得点 3 管内市町村における1人当たり給付費の差の状況	1 管内保険者における短期的な要介護認定者の平均要介護度（1・2）の変化率の状況はどのようになっているか。
	2 保険者機能強化推進交付金等に係る評価結果を活用し、管内市町村間の比較、課題分析、その改善に向けた取組を実施しているか。 ⇒ 市町村支援の実施に当たっての評価結果の活用状況の評価	4 管内市町村における年齢調整後要介護認定率の差の状況 5 市町村支援の実施状況	2 管内保険者における長期的な要介護認定者の平均要介護度（1・2）の変化率の状況はどのようになっているか。
	目標Ⅱ 公正・公平な給付を行う体制を構築する		3 管内保険者における短期的な要介護認定者の平均要介護度（3～5）の変化率の状況はどのようになっているか。
	1 管内の介護給付費の適正化に向け、市町村支援を実施しているか。 ⇒ 介護給付費の適正化に向けた市町村支援の状況の評価	1 管内市町村のケアプラン点検の実施割合 2 管内市町村の医療情報との突合の実施割合 3 管内市町村の縦覧点検の実施状況	4 管内保険者における長期的な要介護認定者の平均要介護度（3～5）の変化率の状況はどのようになっているか。
	目標Ⅲ 介護人材の確保その他のサービス提供基盤の整備を推進する		5 管内保険者における要介護2以上の認定率、認定率の変化率の状況はどのようになっているか。
	1 介護人材の将来推計を行い、人材確保に向けた具体的な目標を設定しているか。 ⇒ 介護人材確保に向けた目標設定及びそのPDCAサイクルの評価	1 管内の高齢者人口当たりの介護職員数 2 管内の介護職員離職率 3 管内の介護職員関係職種の有効求人倍率	
	2 介護人材の確保のための取組を実施しているか。 ⇒ 介護人材確保に向けた取組状況の評価	4 管内における高齢者人口当たりの59時間研修（生活援助従事者研修）及び130時間研修（介護職員初任者研修）の修了者数	
	3 介護人材の定着・質の向上に向けた取組を実施しているか。 ⇒ 介護人材の定着・質の向上に向けた取組状況の評価	5 管内における高齢者人口当たりの「介護に関する入門的研修」修了者数	
	4 管内における自立支援、重度化防止、介護人材確保に関する施策等の推進に当たって、庁内・庁外における連携体制が確保されているか。 ⇒ 庁内・庁外における連携体制の構築状況等を評価	6 介護支援専門員を対象としたケアマネジメントの質の向上に関する研修の総実施日数 7 生産年齢人口に占める介護福祉士修学資金等貸付件数割合	

19

令和6年度介護保険保険者努力支援交付金評価指標（都道府県分）

体制・取組指標群（プロセス指標）

活動指標群（中間アウトカム・アウトプット指標）

成果指標群（アウトカム指標）

目標Ⅰ 介護予防/日常生活支援を推進する

- 地域ケア会議の活性化を図るため、課題の把握・分析を行いつつ、その改善に向けた市町村支援を実施しているか。
⇒ 地域ケア会議の活性化に向けた市町村支援の状況を評価
- 通いの場の立ち上げ等、介護予防を効果的なものとするため、市町村支援を実施しているか。
⇒ 介護予防事業の効果的な実施に向けた市町村支援の状況を評価
- 介護予防等と保健事業との一体的実施に向けた環境整備を実施しているか。
⇒ 介護予防事業と保健事業との一体的実施に向けた市町村支援の状況を評価
- リハビリテーション等の専門職の確保に向けた環境整備を実施しているか。
⇒ リハ専門職の確保に向けた環境整備の状況を評価
- 生活支援体制の整備の推進を図るため、課題の分析・把握を行いつつ、その改善に向けた市町村支援を実施しているか。
⇒ 生活支援体制の整備の推進に向けた市町村支援の状況を評価

- 管内市町村の高齢者人口当たりの地域包括支援センターに配置される3職種の人数
- 管内の地域包括支援センター事業評価の達成状況
- 管内市町村の地域ケア会議における個別事例の検討割合（個別事例の検討件数／受給者数）
- 管内市町村の通いの場への65歳以上高齢者の参加率
- 管内の高齢者のポイント事業への参加率
- 管内の通いの場等において心身・認知機能を維持・改善した者の割合
- 管内の高齢者人口当たりの生活支援コーディネーター数
- 管内の生活支援コーディネーターの地域ケア会議への参加割合
- 管内の多様なサービスの実施状況
- 管内市町村における介護予防等と保健事業の一体的実施の実施状況

目標Ⅱ 認知症総合支援を推進する

- 都道府県における認知症施策の推進に関し、現状把握、計画の策定、評価・改善を行っているか。
⇒ 認知症施策の現状把握、計画の策定等のPDCAサイクルを評価
- 認知症状のある人（若年性認知症の人を含む。）がその状態に応じた適切な支援を受けられるようにするための取組を行っているか。
⇒ 認知症状のある人に対する支援体制を評価
- 管内保険者における認知症施策に関する取組状況を把握し、市町村支援を実施しているか。
⇒ 認知症施策に関する市町村支援の状況を評価

- 管内の高齢者人口当たりの認知症サポーター数
- 管内の高齢者人口当たりの認知症サポーターステップアップ講座修了者数
- 管内のチームオレンジ設置市町村数（割合）
- 管内の高齢者人口当たりの認知症カフェ箇所数

目標Ⅲ 在宅医療・在宅介護連携の体制を構築する

- 管内保険者における在宅医療・介護連携に関する取組状況を把握し、市町村支援を実施しているか。
⇒ 在宅医療・介護連携に関する市町村支援の状況を評価

- 管内市町村の入退院支援の実施状況
- 管内市町村の人生の最終段階における支援の実施状況

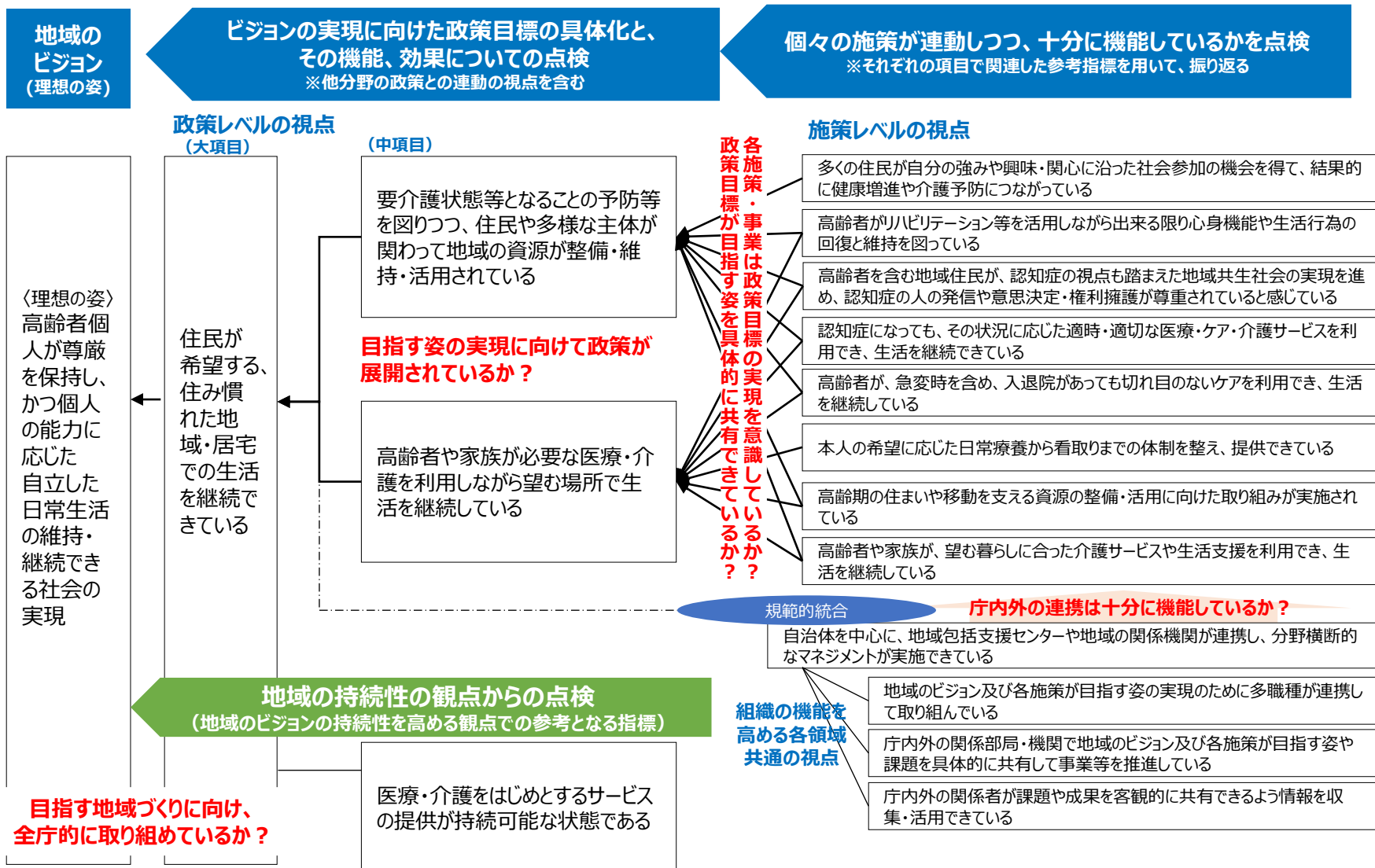
目標Ⅳ：高齢者がその状況に応じて可能な限り自立した日常生活を営む

- 管内保険者における短期的な要介護認定者の平均要介護度（1・2）の変化率の状況はどのようになっているか。
- 管内保険者における長期的な要介護認定者の平均要介護度（1・2）の変化率の状況はどのようになっているか。
- 管内保険者における短期的な要介護認定者の平均要介護度（3～5）の変化率の状況はどのようになっているか。
- 管内保険者における長期的な要介護認定者の平均要介護度（3～5）の変化率の状況はどのようになっているか。
- 管内保険者における要介護2以上の認定率、認定率の変化率の状況はどのようになっているか。

「効果的な施策を展開するための考え方の点検ツール」による振り返り視点（確定版）

（株）日本総合研究所『地域包括ケアシステムの構築状況の点検ツール～住み慣れた地域で暮らし続けられる社会の実現に向けて～』令和3、4年度厚労省老人保健健康増進等事業

- 以下の枠組みと視点で、地域包括ケアシステムの機能性と効果を振り返る。その際、各項目に関連した参考指標を用いて、これまでの成果と今後の課題を具体化する。（地域のビジョンや政策目標の実現に向けて、個々の施策が十分な機能を果たしているか、今後、何を優先すべきかを考える。）



地域包括ケアシステム構築状況の自治体点検ツール について

(「効果的な施策を展開するための考え方の点検ツール」)

点検ツールを活用した地域包括ケアシステム構築状況の振り返り



■ R4.10～人口規模1万人～70万人の
12市町村をモデルとして実施

モデル事業での市町村の声

- ・ これまで、個々の事業の整備と評価のみに向き過ぎていた視点を、そもそもの目的は何かを再認識することができた。
- ・ 多くの事業を実施してきたなかでの行き詰まりを感じていたが、目的を整理することで事業の優先順位や連動性の認識が強まった。
- ・ 点検ツールの共同作業を契機として地域支援事業部門と介護給付部門の課内・部門同士での協議ができ、視点の共有ができた。
- ・ 庁内の他部門（健康推進部局、住宅・交通・農漁産業経済・生涯学習部門等）との協議を進めるきっかけができた。
- ・ 委託先の地域包括支援センター職員や生活支援コーディネーターを交えた話し合いのきっかけができた。
- ・ 業務多忙でなかなか出来なかった担当者間での認識の共有や、経験の差がある職員間での認識合わせができた。
- ・ これを整えれば、本市が目指す計画の方向性が見えて、市民への計画の説明がしやすくなると思う。

想定される活用例

地域包括ケアシステム
構築での課題の棚卸し

次期計画策定における
これまでの振り返り

庁内外の関係機関との
考え方の共有（規範的統合）

地域づくり加速化事業
等市町村支援との連動

- ・ 地域包括ケアシステムの各要素を網羅的に点検・評価することできる。（課題の「棚卸し」）
- ・ 第8期介護保険事業計画を含めてこれまでの振り返りと連動することにより、第9期の計画策定に向けた検討の充実に資する。（特に地域支援事業等「地域づくり」に関すること。）
- ・ 住民を含め庁内外関係者・機関の「規範的統合」を進めるためのフォーマットとして活用可能。
- ・ 連携体制の構築や担当者の意識醸成等、自治体内の組織構築（チーム・ビルディング）への活用。
- ・ 地域の状況分析により、個別分野のさらなる強化／弱みの克服、事業の優先順位等の検討に活用。
- ・ 共通の視点による分析により、都道府県等による市町村支援においても汎用的に活用可能。

第9期介護保険事業（支援）計画の基本指針 について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

Ministry of Health, Labour and Welfare

第9期 介護保険事業(支援)計画 基本指針の構成

前文

第一 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項

一 地域包括ケアシステムの基本的理念と地域共生社会の実現

- 1 自立支援、介護予防・重度化防止の推進
- 2 介護給付等対象サービスの充実・強化
- 3 在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備
- 4 日常生活を支援する体制の整備
- 5 高齢者の住まいの安定的な確保

- 二 中長期的な目標
- 三 医療計画との整合性の確保
- 四 地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくりと地域ケア会議・生活支援体制整備の推進
- 五 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進等
- 六 介護に取り組む家族等への支援の充実
- 七 認知症施策の推進
- 八 高齢者虐待防止対策の推進
- 九 介護現場の安全性の確保及びリスクマネジメントの推進
- 十 介護サービス情報の公表
- 十一 介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等
- 十二 効果的・効率的な介護給付の推進
- 十三 都道府県による市町村支援並びに都道府県・市町村間及び市町村相互間の連携
- 十四 介護保険制度の立案及び運用に関するPDCAサイクルの推進
- 十五 保険者機能強化推進交付金等の活用
- 十六 災害・感染症対策に係る体制整備

第二 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項

一 市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項

- 1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等
- 2 要介護者等の実態の把握等
- 3 市町村介護保険事業計画の作成のための体制の整備
- 4 中長期的な推計及び第9期の目標
- 5 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表
- 6 日常生活圏域の設定
- 7 他の計画との関係
- 8 その他

二 市町村介護保険事業計画の基本的記載事項

- 1 日常生活圏域
- 2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
- 3 各年度における地域支援事業の量の見込み
- 4 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化への取組及び目標設定

三 市町村介護保険事業計画の任意記載事項

- 1 地域包括ケアシステムの深化・推進のため重点的に取り組むことが必要な事項
(一)在宅医療・介護連携の推進 (二)高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
(三)生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進 (四)地域ケア会議の推進
(五)高齢者の居住安定に係る施策との連携
- 2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策
- 3 各年度における地域支援事業に要する費用の額及びその見込量の確保のための方策
- 4 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進等
- 5 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業等に関する事項
- 6 認知症施策の推進
- 7 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数
- 8 地域包括支援センター及び生活支援・介護予防サービスの情報公表に関する事項
- 9 市町村独自事業に関する事項
- 10 災害に対する備えの検討
- 11 感染症に対する備えの検討

第三 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項

一 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する基本的事項

- 1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等
- 2 要介護者等の実態の把握等
- 3 都道府県介護保険事業支援計画の作成のための体制の整備
- 4 市町村への支援
- 5 中長期的な推計及び第9期の目標
- 6 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表
- 7 老人福祉圏域の設定
- 8 他の計画との関係
- 9 その他

二 都道府県介護保険事業支援計画の基本的記載事項

- 1 老人福祉圏域
- 2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
- 3 市町村が行う被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化への取組への支援に関する取組及び目標設定
- 4 老人福祉圏域を単位とする広域的調整
- 5 市町村介護保険事業計画との整合性の確保

三 都道府県介護保険事業支援計画の任意記載事項

- 1 地域包括ケアシステムの深化・推進のための支援に関する事項
(一)在宅医療・介護連携の推進 (二)高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
(三)生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進 (四)地域ケア会議の推進
(五)介護予防の推進 (六)高齢者の居住安定に係る施策との連携
- 2 介護給付等対象サービスを提供するための施設における生活環境の改善を図るための事業に関する事項
- 3 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進等
- 4 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項
- 5 認知症施策の推進
- 6 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数
- 7 介護サービス情報の公表に関する事項
- 8 介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等
- 9 災害に対する備えの検討
- 10 感染症に対する備えの検討

第四 指針の見直し

別表



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

社会保障審議会 介護保険部会（第107回）	資料1-1 （一部改変）
令和5年7月10日	

基本指針の構成について

厚生労働省 老健局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

第9期介護保険事業（支援）計画の基本指針（大臣告示）のポイント

基本的考え方

- 次期計画期間中には、団塊の世代が全員 75 歳以上となる 2025 年を迎えることになる。
- また、高齢者人口がピークを迎える 2040 年を見通すと、85 歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある 要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれている。
- さらに、都市部と地方で高齢化の進みが大きく異なるなど、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な 施策や目標を優先順位を検討した上で、介護保険事業（支援）計画に定めることが重要となる。

見直しのポイント（案）

1. 介護サービス基盤の計画的な整備

- ① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備
 - ・ 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、
地域の実情に応じて介護サービス基盤を 計画的に確保していく必要
 - ・ 医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
 - ・ 中長期的なサービス需要の見込みを サービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要
- ② 在宅サービスの充実
 - ・ 居宅要介護者の在宅生活を支えるための 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
 - ・ 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要
 - ・ 居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- ① 地域共生社会の実現
 - ・ 地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を推進
 - ・ 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待
 - ・ 認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要
- ② デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための 医療・介護情報基盤を整備
- ③ 保険者機能の強化
 - ・ 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- ・ 介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施
- ・ 都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進。介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用。
- ・ 介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進

第9期計画において記載を充実する事項（案）

- 第9期の基本指針においては、介護保険部会の「介護保険制度の見直しに関する意見」等を踏まえて、主に以下の事項について記載を充実してはどうか。

1 介護サービス基盤の計画的な整備

- 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要性
- 医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化
- サービス提供事業者を含め、地域の関係者とサービス基盤の整備の在り方を議論することの重要性
- 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することの重要性
- 居宅要介護者の在宅生活を支える定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
- 居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

2 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- 総合事業の充実化について、第9期計画に集中的に取り組む重要性
- 地域リハビリテーション支援体制の構築の推進
- 認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者支援の取組
- 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備等
- 重層的支援体制整備事業などによる障害者福祉や児童福祉など他分野との連携促進
- 認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進
- 高齢者虐待防止の一層の推進
- 介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進
- 地域共生社会の実現という観点からの住まいと生活の一体的支援の重要性
- 介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための情報基盤を整備
- 地域包括ケアシステムの構築状況を点検し、結果を第9期計画に反映。国の支援として点検ツールを提供
- 保険者機能強化推進交付金等の実効性を高めるための評価指標等の見直しを踏まえた取組の充実
- 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化、介護給付費の不合理な地域差の改善と給付適正化の一体的な推進

3 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進

- ケアマネジメントの質の向上及び人材確保
- ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組の推進
- 外国人介護人材定着に向けた介護福祉士の国家資格取得支援等の学習環境の整備
- 介護現場の生産性向上に資する様々な支援・施策に総合的に取り組む重要性
- 介護の経営の協働化・大規模化により、サービスの品質を担保しつつ、人材や資源を有効に活用
- 文書負担軽減に向けた具体的な取組（標準様式例の使用の基本原則化、「電子申請・届出システム」利用の原則化）
- 財務状況等の見える化
- 介護認定審査会の簡素化や認定事務の効率化に向けた取組の推進

基本指針の構成について

構成等の見直し案

※見直しの方向性のページ番号は参考資料2のページに対応。

- 介護保険事業運営に当たっての留意事項
- 計画において具体の記載又は作業を要する内容
- 項目の新設、変更、削除

基本的事項

見直しの方向性

第一 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項

一 地域包括ケアシステムの基本的理念

- 項目名を「地域包括ケアシステムの基本的理念と地域共生社会の実現」に変更。(P3)
- 地域共生社会の実現が地域包括ケアシステムの目指す方向であることを追記。(P4)
- 医療・介護の連携の強化、医療・介護情報基盤の整備により地域包括ケアシステムの一層の推進を図ることを追記。(P4)
- ※ 医療・介護情報基盤の整備に関する法改正の施行日は、法律公布後4年以内に政令で定める日。

1 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

- 高齢者の生きがいづくりや社会参加を促進する重要な取組として、介護サービスの提供時間中に適切に行われる有償ボランティアなどの社会参加活動等について追記。(P4)

2 介護給付等対象サービスの充実・強化

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスの更なる普及について追記。(P6)
- 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、地域の実情に合わせて、既存資源等を活用した複合的な在宅サービスの整備を推進する重要性について追記。(P6)
- 特別養護老人ホーム等の介護保険施設における医療ニーズの適切な対応の重要性について追記。(P6)
- 特別養護老人ホームについて、特例入所も含め、地域の実情を踏まえた適切な運用を図ることの重要性について追記。(P6)

3 在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備

- かかりつけ医機能報告等も踏まえた協議の結果を考慮した医療・介護連携の強化について追記。(P7)
- ※ かかりつけ医機能の確保に関する法改正の施行日は、令和7年4月1日。

4 日常生活を支援する体制の整備

- PDCAサイクルに沿った事業展開を行えるよう、地域包括ケア「見える化」システムを周知すること等の重要性について追記。(P7)

5 高齢者の住まいの安定的な確保

- 地域共生社会の実現の観点からも、多様な主体によるサービスを含めた総合事業の普及・充実化について、第9期介護保険事業計画期間中に集中的に取り組むことが重要である旨追記。(P7)
- 地域共生社会の実現という観点からの住まいと生活の確保の一体的な支援の重要性について追記。(P8)

第9期介護保険事業（支援）計画の基本指針（案）（抜粋）

※赤字は第9期計画から追記する内容

第一 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項

一 地域包括ケアシステムの基本的理念と地域共生社会の実現

市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び都道府県は、介護保険法の基本的理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、介護給付等対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施を図り、地域の実情に応じて、地域包括ケアシステムの構築に努めることが重要である。

なお、国は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう保健医療サービス及び福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策その他必要な各般の措置を講ずるものとする。

また、今後高齢化が一層進展する中で、高齢者の地域での生活を支える地域包括ケアシステムは、地域共生社会（高齢者介護、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会をいう。以下同じ。）の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであるとともに、すべての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合う地域共生社会の実現が地域包括ケアシステムの目指す方向である。

（略）

これまでも各自治体において、地域共生社会の実現に向け、介護保険制度における地域包括ケアシステムの基盤を活かした取組が進められており、今後は包括的な支援体制の構築等の社会福祉基盤の整備とあわせて医療と介護の連携強化や医療・介護の情報基盤の一体的な整備による地域包括ケアシステムの一層の推進や、保険者機能を一層発揮しながら、地域の自主性や主体性に基づき、介護予防や地域づくり等に一体的に取り組むことで、地域の実情に応じて取組をデザインする、いわば「地域デザイン機能」を強化し、地域共生社会の実現を図っていくことが必要である。

基本指針の構成について

構成等の見直し案

※見直しの方向性のページ番号は参考資料2のページに対応。

- 介護保険事業運営に当たっての留意事項
- 計画において具体的記載又は作業を要する内容
- 項目の新設、変更、削除

基本的事項

見直しの方向性

第一 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項

一 地域包括ケアシステムの基本的理念

1 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

2 介護給付等対象サービスの充実・強化

3 在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備

4 日常生活を支援する体制の整備

5 高齢者の住まいの安定的な確保

■項目名を「地域包括ケアシステムの基本的理念と地域共生社会の実現」に変更。(P3)
●地域共生社会の実現が地域包括ケアシステムの目指す方向であることを追記。(P4)
●医療・介護の連携の強化、医療・介護情報基盤の整備により地域包括ケアシステムの一層の推進を図ることを追記。(P4)
※ 医療・介護情報基盤の整備に関する法改正の施行日は、法律公布後4年以内に政令で定める日。

●高齢者の生きがいづくりや社会参加を促進する重要な取組として、介護サービスの提供時間中に適切に行われる有償ボランティアなどの社会参加活動等について追記。(P4)

●定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスの更なる普及について追記。(P6)

●居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、地域の実情に合わせて、既存資源等を活用した複合的な在宅サービスの整備を推進する重要性について追記。(P6)

●特別養護老人ホーム等の介護保険施設における医療ニーズの適切な対応の重要性について追記。(P6)

●特別養護老人ホームについて、特例入所も含め、地域の実情を踏まえた適切な運用を図ることの重要性について追記。(P6)

●かかりつけ医機能報告等も踏まえた協議の結果を考慮した医療・介護連携の強化について追記。(P7)

※ かかりつけ医機能の確保に関する法改正の施行日は、令和7年4月1日。

●PDCAサイクルに沿った事業展開を行えるよう、地域包括ケア「見える化」システムを周知すること等の重要性について追記。(P7)

●地域共生社会の実現の観点からも、多様な主体によるサービスを含めた総合事業の普及・充実化について、第9期介護保険事業計画期間中に集中的に取り組むことが重要である旨追記。(P7)

●地域共生社会の実現という観点からの住まいと生活の確保の一体的な支援の重要性について追記。(P8)

検討の進め方（案）

○総合事業の充実に向けた検討会（仮称）の設置

- 総合事業を充実していくための制度的・実務的な論点を包括的に整理した上で、工程表に沿って、具体的な方策を講じるため、検討会を設けて検討。

※自治体・総合事業の実施主体の実務者などを中心に構成

※検討会ではテーマに応じて多様な実務者からのヒアリングも併せて実施

- 第 9 期介護保険事業計画期間を通じた集中的な取組を促進するため、検討会で議論を行い、令和 5 年度早期に中間整理を行う予定。結果は介護保険部会にご報告。

<中間整理に向けた主な検討事項>

- （1）総合事業の充実に向けた工程表に盛りこむべき内容
- （2）住民主体の取組を含む多様な主体の参入促進のための具体的な方策
- （3）中長期的な視点に立った取組の方向性

<当面のスケジュール>

2 月 27 日 介護保険部会に設置の報告

3 月中 第 1 回検討会の開催

（以降、毎月 1 回程度開催）

夏頃 検討会の中間整理 ⇒ 部会に報告・議論
（以降、検討を加速化・必要な対応を実施）

構成員氏名・所属（50音順・敬称略、●は介護保険部会委員）（案）

有識者	● 栗田 主一 - 沼尾 波子 - 原田 啓一郎 - 堀田 聡子 - 柳 尚夫	地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター研究所副所長 東洋大学国際学部国際地域学科教授 駒澤大学法学部教授 慶応義塾大学大学院健康マネジメント研究科教授 兵庫県但馬県民局豊岡健康福祉事務所（豊岡保健所）所長
実務者	● 石田 路子 ● 江澤 和彦 - 逢坂 伸子 - 佐藤 孝臣 - 清水 肇子 - 高橋 良太 - 三和 清明 - 望月 美貴 （調整中）	N P O 法人高齢社会をよとする女性の会理事 （名古屋学芸大学看護学部客員教授） 公益財団法人日本医師会常任理事 大阪府大東市保健医療部高齢介護室課長 （理学療法士・保健学博士） 株式会社ライフリー代表取締役 公益財団法人さわやか福祉財団理事長 社会福祉法人全国社会福祉協議会地域福祉部長 N P O 法人寝屋川あいの会理事長（寝屋川市第 1 層SC） 世田谷区高齢福祉部介護予防・地域支援課長 市町村職員 1 名
オブザーバー	（調整中）	全国知事会・全国市長会・全国町村会事務局 等

基本指針の構成について

市町村	都道府県	見直しの方向性
第二 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項	第三 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項	
一 市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項	一 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する基本的事項	
1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等	1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等	
2 要介護者等地域の実態の把握	2 要介護者等の実態の把握	■項目名を「要介護者等の実態の把握等」に変更。 ○中長期的な介護ニーズの見通し等について、サービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要であること、既存施設・事業所の今後の在り方も含めた検討が重要であることを追記。【市(P25)・県(P67)】 ○計画の作成に当たって、医療・介護の双方のニーズを有する高齢者の状況について、把握、分析するとともに、医療及び介護の効果的かつ効率的な提供の重要性に留意することが重要である旨を追記。【市(P25)・県(P67)】
(一)被保険者の現状と見込み		
(二)保険給付や地域支援事業の実績把握と分析		●介護情報基盤の活用について追記。【市(P26)】
(三)調査の実施		
(四)地域ケア会議等における課題の検討		
3 市町村介護保険事業計画の作成のための体制の整備	3 都道府県介護保険事業支援計画の作成のための体制の整備	
(一)市町村関係部局相互間の連携	(一)都道府県関係部局相互間の連携	
(二)市町村介護保険事業計画作成委員会等の開催	(二)都道府県介護保険事業支援計画作成委員会等の開催	
(三)被保険者の意見の反映		
(四)都道府県との連携	4 市町村への支援	

第9期介護保険事業（支援）計画の基本指針（抜粋）

※赤字は第9期計画から追記する内容

第二 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項

一 市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項

2 要介護者等地域の実態の把握等

（略）

さらに、市町村介護保険事業計画の策定に当たり、住民の加齢に伴う身体的、精神的及び社会的な特性を踏まえた医療及び介護の効果的かつ効率的な提供の重要性に留意することが重要であり、市町村と後期高齢者医療広域連合等が連携して行う高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施など、医療及び介護を効果的かつ効率的に提供するための取組等を計画に定めるよう努めることが重要である。

第三 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項

一 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する基本的事項

2 要介護者等地域の実態の把握等

（略）

さらに、都道府県介護保険事業支援計画の策定に当たっては、住民の加齢に伴う身体的、精神的及び社会的な特性を踏まえた医療及び介護の効果的かつ効率的な提供の重要性に留意することが重要であり、市町村と後期高齢者医療広域連合等が連携して行う高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の取組の支援など、医療及び介護を効果的かつ効率的に提供するための取組等を計画に定めるよう努めることが重要である。

基本指針の構成について

市町村	都道府県	見直しの方向性
4 2025年度及び2040年度の推計並びに第8期の目標	5 2040年度及び2040年度の推計並びに第8期の目標	■項目名を「中長期的な推計及び第9期の目標」に変更。【市(P30)・県(P70)】 ●2025年度の推計を削除。【市(P30)・県(P70)】 ○人材の確保や介護現場における生産性の向上の取組も含め、中長期的な視点に立った計画策定が重要である旨を追記。【市(P30)・県(P70)】
(一)2025年度及び2040年度の推計	(一)2025年度及び2040年度の介護人材等の推計及び確保	■項目名を「中長期的な推計」に変更。【市(P30)】 ○2040年度の推計を必須とする。【市(P30)】 ■項目名を「中長期的な介護人材等の推計及び確保」に変更。【県(P70)】
(二)第8期の目標	(二)第8期の目標	■項目名を「第9期の目標」に変更。 ○介護予防など第9期期間中に効果測定が困難なものや施設の整備目標については、中期の目標として設定することも可能であることを追記。 【市(P31)・県(P71)】
	(三)施設における生活環境の改善	○ユニット型施設の入所定員の割合の目標の達成年度を2030年度に更新。【県(P71)】
5 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表	6 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表	○地域包括ケアシステムの構築状況を点検する重要性について追記。【市(P31)】
6 日常生活圏域の設定	7 老人福祉圏域の設定	
7 他の計画との関係	8 他の計画との関係	
(一)市町村老人福祉計画との一体性	(一)都道府県老人福祉計画との一体性	
(二)市町村計画との整合性	(二)都道府県計画との整合性	
	(三)医療計画との整合性	○医療計画との整合を図るため、地域医療構想調整会議の結果を共有することが重要である旨を追記。 【県(P74)】
(三)市町村地域福祉計画との調和	(四)都道府県地域福祉支援計画との調和	
(四)市町村高齢者居住安定確保計画との調和	(五)都道府県高齢者居住安定確保計画との調和	

第二 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項

一 市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項

4 中長期的な推計及び第九期の目標

（二）第九期の目標

市町村は、(一)の推計を踏まえて第九期の保険料を定め、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた第九期以降の各計画期間を通じた段階的な充実の方針及びその中での第九期の位置付けを明らかにするとともに、地域の目指すべき姿を実現するための目標及び目標を達成するための第九期の具体的な施策を、地域の実情に応じて優先順位を検討した上で、定めることが重要である。

その際には、その地域の特色を具体的に反映した目標とすることが重要である。

なお、介護予防に関する取組の目標など、第九期期間中に取組の効果を測定することが困難なものについては、中期的な目標として設定することも考えられる。また、介護保険施設等の整備については、事業者の選定から施設等の開設まで期間を要することや、需要の変動に柔軟に対応する必要性があることなどから、地域の実情によっては、二期を通した中期的な整備目標を定め、第十期市町村介護保険事業計画の策定に合わせて見直すことも考えられる。

基本指針の構成について

市町村	都道府県	見直しの方向性
4 2025年度及び2040年度の推計並びに第8期の目標	5 2040年度及び2040年度の推計並びに第8期の目標	■項目名を「中長期的な推計及び第9期の目標」に変更。【市(P30)・県(P70)】 ●2025年度の推計を削除。【市(P30)・県(P70)】 ○人材の確保や介護現場における生産性の向上の取組も含め、中長期的な視点に立った計画策定が重要である旨を追記。【市(P30)・県(P70)】
(一)2025年度及び2040年度の推計	(一)2025年度及び2040年度の介護人材等の推計及び確保	■項目名を「中長期的な推計」に変更。【市(P30)】 ○2040年度の推計を必須とする。【市(P30)】 ■項目名を「中長期的な介護人材等の推計及び確保」に変更。【県(P70)】
(二)第8期の目標	(二)第8期の目標	■項目名を「第9期の目標」に変更。 ○介護予防など第9期期間中に効果測定が困難なものや施設の整備目標については、中期の目標として設定することも可能であることを追記。【市(P31)・県(P71)】
	(三)施設における生活環境の改善	○ユニット型施設の入所定員の割合の目標の達成年度を2030年度に更新。【県(P71)】
5 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表	6 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表	○地域包括ケアシステムの構築状況を点検する重要性について追記。【市(P31)】
6 日常生活圏域の設定	7 老人福祉圏域の設定	
7 他の計画との関係	8 他の計画との関係	
(一)市町村老人福祉計画との一体性	(一)都道府県老人福祉計画との一体性	
(二)市町村計画との整合性	(二)都道府県計画との整合性	
	(三)医療計画との整合性	○医療計画との整合を図るため、地域医療構想調整会議の結果を共有することが重要である旨を追記。【県(P74)】
(三)市町村地域福祉計画との調和	(四)都道府県地域福祉支援計画との調和	
(四)市町村高齢者居住安定確保計画との調和	(五)都道府県高齢者居住安定確保計画との調和	

第二 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項

一 市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項

5 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表

市町村介護保険事業計画については、各年度において、その達成状況を点検し、その結果に基づいて対策を実施することが重要である。

この場合においては、地域における日常生活の継続の状況、在宅と施設のサービスの量の均衡等の市町村介護保険事業計画の達成状況を分析し、かつ、評価するための項目を設定する等の工夫を図ることが重要である。

このため、平成二十九年の法改正では、市町村は、各年度において、市町村介護保険事業計画に、被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化に関し、市町村が取り組むべき施策に関する事項及び当該施策に掲げる目標に関する事項を記載するとともに、施策の実施状況及び目標の達成状況に関する調査及び分析をし、市町村介護保険事業計画の実績に関する評価を行い、当該評価の結果について公表するよう努めることが定められた。

なお、評価を実施するに当たっては、保険者機能強化推進交付金等の評価結果を活用することが可能である。

また、地域包括ケア計画として位置付けられている市町村介護保険事業計画の達成状況を点検に当たっては、地域の実情に応じて実施している様々な取組が、地域の目指す姿（目標）を実現するためにそれぞれ連動しつつ十分に機能しているかという視点が重要であり、点検に当たっては、国が提供する点検ツールを活用することが可能である。

こうした評価や点検を踏まえて、必要があると認められるときは、次期市町村介護保険事業計画に反映するなど必要な措置を講ずることが重要である。

基本指針の構成について

市町村	都道府県	見直しの方向性
(五)市町村賃貸住宅供給促進計画との調和	(六)都道府県賃貸住宅供給促進計画との調和	
(六)市町村障害福祉計画との調和	(七)都道府県障害福祉計画との調和	
	(八)都道府県医療費適正化計画との調和	○医療費適正化計画の見直し(医療・介護の機能連携を通じた効果的・効率的なサービス提供に関する目標等の追加)を踏まえた記載を追加。【 県 (P75)】
(七)市町村健康増進計画との調和	(九)都道府県健康増進計画との調和	
(八)生涯活躍のまち形成事業計画との調和	(十)都道府県住生活基本計画との調和	
(九)市町村地域防災計画との調和	(十一)都道府県地域防災計画との調和	
(十)市町村新型インフルエンザ等対策行動計画との調和	(十二)都道府県新型インフルエンザ等対策行動計画との調和	
(十一)福祉人材確保指針を踏まえた取組	(十三)福祉人材確保指針を踏まえた取組	
(十二)介護雇用管理改善等計画を踏まえた取組	(十四)介護雇用管理改善等計画を踏まえた取組	
(十三)認知症施策推進大綱を踏まえた取組	(十五)認知症施策推進大綱を踏まえた取組	○認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進について追記。【 市 (P37)・ 県 (P77)】 ●認知症基本法が成立し、今後施行に向けては、国が今後策定する認知症施策推進基本計画の内容を踏まえて施策を推進していく必要があることについて追記。【 市 (P37)・ 県 (P77)】
8 その他	9 その他	
(一)計画期間と作成の時期	(一)計画期間と作成の時期	○第9期計画に時点更新。【 市 (P37)・ 県 (P77)】
(二)公表と地域包括ケアシステムの普及啓発	(二)公表と地域包括ケアシステムの普及啓発	

第4期医療費適正化計画（2024～2029年度）に向けた見直し

① 複合的なニーズを有する高齢者への医療・介護の効果的・効率的な提供等の推進

2040年の医療・介護需要を見据え、より効果的・効率的に進めるための取組を推進

- 医療と介護の複合的なニーズを有する高齢者の増加が今後見込まれる中で、医療と介護にまたがるアプローチの重要性を関係者が認識し、限られた医療・介護資源を効果的・効率的に組み合わせた医療費適正化を推進する。
 - 医療・介護の機能連携を通じた効果的・効率的なサービス提供を新たに目標とする。例えば、今後の高齢化の進展に伴い増加が見込まれる高齢者の骨折について、急性期から回復期、在宅での介護や通院時の医療・介護の機能連携や適切な受診勧奨等を推進する。
 - 高齢者の心身機能の低下に起因した疾病予防・介護予防の取組を新たに目標とし、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について、医療費適正化計画に位置づける。

個別の医療サービスについて、エビデンスや地域差に基づく新たな目標を設定

- 個々の医療サービスの提供状況について、地域ごとに関係者が把握・検討し、適正化に向けて必要な取組を進められるよう、有識者による検討体制を発足してエビデンスを継続的に収集・分析し、都道府県が取り組める目標・施策の具体的なメニューを提示する。
- 第4期では新たに以下の項目を目標として位置づける。有識者の検討を踏まえて具体的なメニューを更に追加する。
 - 効果が乏しいというエビデンスがあることが指摘されている医療（例：風邪に対する抗菌薬処方）
 - 医療資源の投入量に地域差がある医療（例：白内障手術や化学療法の外来での実施、リフィル処方箋）

② デジタル等を活用した既存目標に係る効果的な取組の推進

既存の目標についても更なる実効性の向上を図るために、デジタルの活用等を推進

- 特定健診・特定保健指導について、個人の受診者の行動変容につながり、成果が出たことを評価する方向（アウトカム評価の導入、ICTを活用した取組など）で見直す。
- 重複投薬・多剤投与の適正化について、電子処方箋の活用等により更に効果的に実施する。
- 後発医薬品の使用促進について、使用促進効果が確認されている個別通知や、医薬品の適正使用の効果も期待されるフォーミュラリ等の取組を推進する。また、「医薬品の迅速・安定供給実現に向けた総合対策に関する有識者検討会」の議論や、バイオ後発品の目標設定を踏まえ、後発医薬品の使用促進に関する新たな目標を設定する。

基本指針の構成について

市町村	都道府県	見直しの方向性
二 市町村介護保険事業計画の基本的記載事項	二 都道府県介護保険事業支援計画の基本的記載事項	
1 日常生活圏域	1 老人福祉圏域	
2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み	2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み	○地域密着型サービスについて、指定の事前同意等による広域利用等に係る検討について記載。 【市(P38)】 ○様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう既存資源等を活用した複合型サービスの整備について追記。 【市(P39)・県(P79)】 ○訪問リハビリテーションの更なる普及や、介護老人保健施設による在宅療養支援機能の充実を図ることが重要であることを追記。【市(P39)・県(P79)】 ○特養のサービス見込み量について、特例入所も含め地域の実情を踏まえた適切な運用を前提とする設定が適当である旨を追記。【市(P39)・県(P79)】 ○小規模特養のあり方を議論するなどして、地域における必要な介護サービス提供が継続されるよう必要な取組を進めていくことが重要であることを追記。 【市(P39)・県(P79)】 ○混合型特定施設入居者生活介護に係る推定入居定員の算出について、柔軟に設定可能である旨を追記。【県(P79)】 ○療養病床から介護施設等への転換に係る総量規制の適用除外に関する記載を削除。 【市(P40)・県(P80)】 ○在宅医療の整備状況や整備目標を踏まえてサービス量を見込むことについて追記。 【市(P40)・県(P80)】
(一)各年度における介護給付対象サービス(介護給付等対象サービスのうち介護給付に係るものをいう。以下同じ。)の種類ごとの量の見込み		
(二)各年度における予防給付対象サービス(介護給付等対象サービスのうち予防給付に係るものをいう。以下同じ。)の種類ごとの量の見込み		
3 各年度における地域支援事業の量の見込み		
(一)総合事業の量の見込み		○総合事業において、リハビリテーションの理念等を踏まえ、より質の高い取組が推進されるよう、関係団体・関係機関等を含めた協議の場において、医療や介護の専門職の関与等に関する検討を行うことについて記載。【市(P42)】 ○新型コロナウイルスの流行により低下した通いの場への参加率を向上させる旨を記載。【市(P42)】 40

基本指針の構成について

市町村	都道府県	見直しの方向性
(二)包括的支援事業の事業量の見込み		○総合相談支援業務の一部委託や介護予防支援の見直し等について追記。【市(P42)】
4 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化への取組及び目標設定	3 市町村が行う被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化への取組への支援に関する取組及び目標設定	
(一)被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止への取組及び目標設定	(一)市町村が行う、被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止への取組への支援に関する取組及び目標設定	○高齢者の生きがいづくりや社会参加を促進する取組として、介護サービスの提供時間中に適切に行われる有償ボランティアなどの社会参加活動等についても例示。【市(P44)】 ●市町村は、地域包括ケアシステムの構築状況に関する自己点検の結果も参考にしながら、既存の地域資源を活用した地域包括ケアの推進及び地域づくりにつなげていくという視点で取り組むことが重要であること、都道府県はそうした視点で、個別の市町村に対する伴走型支援を含め市町村の支援を行うことが重要であることについて追記。【市(P44)・県(P82)】 ○地域リハビリテーション支援体制の構築の推進のため、関係団体・関係機関等と協働して取組を行うことについて記載。【市(P44)】 ○地域リハビリテーション支援体制の構築の推進のため、関係団体・関係機関等を含めた協議会を設けることについて記載。【県(P82)】
(二)介護給付の適正化への取組及び目標設定	(二)市町村が行う、介護給付の適正化への取組への支援に関する取組及び目標設定	○介護給付適正化事業について、保険者の事務負担の軽減を図りつつ、効果的・効率的に事業を実施するため、国保連合会の介護給付適正化システムにより出力される給付実績等の帳票を活用し、効果等が期待される帳票を優先して点検を行うとともに、国保連合会への委託等を検討する重要性や、取組状況の公表することを追記。【市(P45)・県(P83)】 ○地域差改善や介護給付費の適正化に向けて都道府県と議論を行い、計画に反映させることが必要であることを追記。【市(P45)】 ○地域差改善や介護給付費の適正化に向けて市町村と議論を行い、国保連合会と連携し、市町村の実情に応じた支援を行うという取組を計画に反映させることが必要であることを追記。【県(P83)】

ありがとうございました。